

法令遵守講習会関連業務委託説明書

1 委託業務の目的

本委託業務は、大気汚染防止法第18条の25に規定する地方公共団体の施策として、民間事業者向けの講習会及び職員向けの実地研修を実施するものである。

2 委託業務範囲

(1) 講習会の運営業務（会場手配を除く。）

業務内容	業務詳細
事前準備等	業務打合せ、講師手配、参加者管理・調整、講習会周知、アンケート作成
設営・運営・管理	会場設営、業務責任者、司会、受付、運営、写真撮影
後片付け等	後片付け、報告書作成

(2) 実地研修の運営業務

業務内容	業務詳細
事前準備等	業務打合せ、講師の手配並びに研修資料及び必要資機材の調達

(3) その他関連業務

3 仕様書の交付

公告日から令和 7年 3月17日まで（岡山市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）に、岡山市環境局環境部環境保全課の窓口にて無償で交付する。交付は原則窓口で行うが、やむを得ない事情により窓口で受け取れない場合は、岡山市環境局環境部環境保全課に連絡すること。

なお、契約に至らなかった場合は、郵送又は持参により仕様書を返却すること。